

資料紹介

占領初期における婦人会資料について

有明雅弘*

平成二一年度企画展「20世紀と秋田―秋田の女たちはどう生きたか」に関する資料調査で、戦後婦人会の活動を伝える資料をいくつか確認することができた。それらのうち、特に占領初期における地域婦人会発足前後の動きを窺うことのできる資料などを中心に紹介する。①

1. 「婦人会組織二関スル件」―秋田県内政部長「通牒」

最初は、亀田町婦人会の発足に関わる資料である。②

① 秋発地第二六七号

昭和二十年十月二十九日

秋田県内政部長

日婦

各市 長
各地方事務所長 殿
各町 村 長

場 役 町 田 亀
20.11.2
第2301号

婦人会組織二関スル件

未曾有ノ国難ニ際シ皇国再建ノ大業ヲ達成スベキ市町村民ノ任務ハ極メテ重
大ニシテ特ニ婦人ノ自覚ト活動トニ俟ツトコロ甚ダ多キニ鑑ミ上下相通シ隣保相
和シ以テ婦人負荷ノ使命達成ニ遺憾無キヲ期スベク既ニ一部市町村ニ於テハ婦
人会ヲ結成シ活動ヲ開始セル処有之就テハ未ダ之方結成ヲ成サザル市町村ニ於テ
モ成ルベク之方結成ヲ図ルハ有意義ト思料セララル、ニ付参考迄ニ左記婦人会
組織要綱送付申候

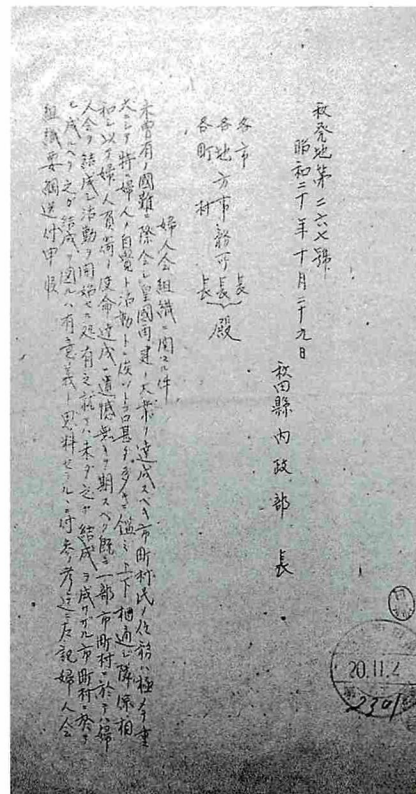
婦人会組織要綱

一、目的

世界ノ大勢ト帝國ノ現状ヲ正視シ、承諾必謹、内国力ヲ培養シ外平和
ヲ確立スベク修身齊家ノ道ヲ行ズルト共ニ相互扶助益々郷土ヲ愛シ文化
ノ進展ニ貢献シ皇國護持ノ根基ヲ培フヲ以テ目的トス

二、組織

1. 本会ハ町、村(市ニアリテハ学区トス以下同ジ)毎ニ地域名ヲ附シ〇〇町(村)



資料提供：木内むめ氏

婦人会ト呼称スルヲ原則トシ特種ノ名称ヲ附スルモ可ナルコト

2. 郡(市)ニ町村婦人会ノ連合体トシテ郡(市)連合婦人会ヲ置クコトヲ得

3. 本会ハ原則トシテ入会ヲ希望スル婦人ヲ以テ会員トスルモノナルベク二〇才以上

ノ婦人ニシテ青年会員ニ非ザル者ヲ以テ会員トスル方適當ト思料サル

4. 本会ニ左ノ役員ヲ置クモノトス

会 長 一名

副 会 長 二名

幹 事 若干名

各分会ニ分会長副分会長夫々一名ヲ置ク

役員ハ会員ノ互選ニ依リ推挙スルモノトス

5. 本会ノ事務ハ町村吏員(学区ニ於テハ当該町内会連合会ノ職員)之ヲ執

リ分会事務ハ町内会(部落会)事務職員之ヲ執ルヲ便トス

三、運営

1. 方針

県及地方事務所等所謂官ヨリノ指令ニ頼ルコトナク、真ニ新日本建設ニ
寄与スベキ市町村ノ特殊性ニ基ク要望ニ即応シ、盛上ル婦人ノ熱意ヲ凝集シ
テ旺盛ナル自律的運営ヲ図ルモノトス

2. 事業

目的達成ノ為左ノ事業ヲ行フヲ適當トス
イ思想ノ純化、政治知識ノ向上、科学振興、健全娯樂等文化興隆ニ関スル事項
ロ納税、貯蓄ノ励行、消費節約、自給生産等経済生活ノ確保ニ関スル事項
ハ体育、衛生、衣食住ノ改善等生活ノ刷新合理化ニ関スル事項
ニ勤勞強化、復員者、傷病者、遺族ノ援護等社会奉仕ニ関スル事項
ホ育児、家庭教育、隣保扶助等婦人ノ美德昂揚ニ関スル事項
ヘ其ノ他目的達成ニ資スベキ事項

3. 常会

本会ハ毎月一回左ノ定時常会ヲ開催スルモノトス
会長、副会長、分会長ヲ以テ町村婦人常会ヲ、分会ニ於テハ分会員全員
ヲ以テ分会婦人常会ヲ開催ス

分会婦人常会ハ町内会（部落会）婦人部常会ト相兼ヌルモノトス

必要ニ応ジ臨時常会ヲ開催スルモノトス

4. 経費

本会ノ運営ニ要スル経費ハ、会費、寄附金、勤勞収入、其ノ他ニ依リ支弁
スルモノトス^③

② 亀笈号外

昭和二十年十一月十三日

亀田町長 加藤傳一郎
殿

婦人会創立ニ関スル相談会開催ノ件
大日本婦人会解散以來婦人団体皆無ノ現在ニ至リタル状態ニ候処既ニ婦人会ノ新発足
ヲ見タル町村モ有之ヤニ承ハリ候 然ルニ今回計ラズモ秋田県内政部長ヨリ婦人会再組
織ノ下命ニ接シタル次第就イテハ是方創立ニ関スル下相談会ヲ開催致候条方障御繰り合
ハセノ上来ル十一月十六日午後一時役場へ御参集相成度此段及通知候也

③ 亀笈 第 号^④

昭和二十年十一月十五日

亀田町長 加藤傳一郎
亀田町婦人会創立委員殿

亀田町婦人会創立委員会開催ニ関スル件
囊^カニ大東亜戦争ノ推移ニヨリ、大日本婦人会亀田町支部ハ国民義勇隊ニ改組トナリ更
ニ戦争終結ニ伴ヒ、義勇隊亦解散トナリマシテ、^⑤現在婦人団体ハ皆無ノ状態ニア
ルコトハ御周知ノ通りデアリマス。願ルニ当時ノ婦人会ナルモノハ戦争一目標ノタメ実

ニ無味乾燥ナルハ申スニ及バズ、苦難其ノモノデアリマシテ、会員各位ニハ衷心ヨリ同
情ノ念禁シ得ザル所デアリマシタ。サテ今回秋田県内政部長ノ通牒ニヨリ亀田町婦人
会ハ新発足スルコト、ナリマシタガ、是ハ元ノ婦人会ニハ何等関係ノナイ亀田町単独ノ
組織デアリ、從ツテ何等上ノ拘束ヲ受ケルモノデハ無ク、余裕アル修養機関タルト共ニ、
連絡・社交機関ナノデアリマス。就イテハ左記ニヨリ創立委員会ヲ開催致シマスカラ必
ズ御出席下サル様此段御通知申上げマス。（略）

記

一、日 時 十一月二十日午後一時

一、会 場 役場

④ 亀笈号外

昭和二十年十一月二十二日

亀田町長 加藤傳一郎
婦人会創立委員殿

惣会開催通知ノ件

亀田町婦人会創立惣会ヲ左記ニヨリ開催致候条

貴部内多数御出席相成様会員御勧誘ヒ下度

此段通知旁々御依頼候也

（略）

一、日 時 十一月二十八日午前九時

一、会 場 役場 （略）^⑥

下相談会から惣会（総会）までを記録した「亀田町婦人会組織順序」によれ
ば、それぞれの内容は次のようであった。

・下相談会（十一月一六日）

― 幹部一〇名^⑦ 集會

委員・役員決定

・創立委員会（十一月二〇日）

― 創立委員四三名^⑧ 中、出席は三〇名

委員長推薦、会則設定（原案）、議事など

・惣会（十一月二八日）

― 出席者数は不明

仮議長、会則、会長推薦^⑨ など

以上をまとめたのが次の表である。

日付	役場の動き	婦人会の動き	備考	資料
10/29			内政部長「通牒」	①
11/2	①の受付			②
11/13	下相談会の案内			③
11/15	創立委員会の案内			
11/16	下相談会			
11/20	創立委員会			
11/22	惣会の案内			④
11/28	惣会			
11/30	惣会次第報告			

鷹巣町の場合はどうであったか。(10)

⑤ 回覧

(昭和二十一年一月十一日) 鷹巣町長 成田重太郎

各隣組婦人部各位

左記ノ件ニ付キ来ル本月十三日(13) 午後

一時、役場へ成ルベク多数御参会相成度 記

- 一、婦人会結成ニ関スル件
- 二、婦人参政権ニ関スル件

(別紙)

婦人会組織要綱

一、目的 世界ノ大勢ト帝国ノ現状ヲ正視シ承諾必謹、内国力ヲ培養

シ外平和ヲ確立スベク修身齊家ノ道ヲ行ズルト共ニ相互扶助、益々郷土ヲ愛シ文化ノ進展ニ貢献シ皇国護持ノ根基ヲ培フヲ以テ目的トス

一、組織 名称 鷹巣町婦人会(案)

入会希望者ヲ以テ会員トスルモ成ルベク二十才以上ノ婦人タル
会長 一名
副会長 二名

コト

幹事 名

各町内二分会長副会長ヲ置ク

一、運営 県又ハ地方事務所等所謂官ヨリノ指令ニ依ルコトナク真ニ新日本

建設ニ寄与スベキ市町村ノ特殊性ニ基ク要望ニ即応シ盛上ル婦

人ノ熱意ヲ凝集シテ旺盛ナル自律的運営ヲ図ルモノトス

二、事業 イ思想ノ純化、政治知識ノ向上、科学振興、健全娯楽等文化興

隆ニ関スル事項

口納税、貯蓄ノ励行、消費節約、自給生産等経済生活ノ確保ニ

関スル事項

ハ体育衛生、衣食住ノ改善等生活ノ刷新合理化ニ関スル事項

ニ勤勞強化、復員者、傷病者、遺族ノ援護等社会奉仕ニ関スル

事項 亦育児、家庭教育、隣保扶助等婦人ノ美德昂揚ニ関スル事項

ヘ其他目的達成ニ資スヘキ事項

一、常会 毎月常会、又ハ分会常会等

二、経費 会費、寄附、勤勞収入等ヲ以テ充當

⑥ 二十一年一月二十(14) (判読不明)

鷹巣町婦人会長

旧役員 班長

四十名 殿

朱書 本会発足ニ当タリ貴下ヲ組織委員ニ

御願致シマスカラ御承諾下サイ

就イテハ来ル本月二十五日午後一時ヨリ

役場ニ於テ組織委員会ヲ開催致シ

マスカラ御足労ナガラ御参会下サイ

(別紙) ⑤の(別紙)と同文

記録によれば一月一三日は来賓として「地方事務所長・中島照子氏・町長・厚生係」が記され、「午後二時開会、35人参会」、地方事務所長から選挙法改正について説明があったあと、「町長ヨリ会長ノ指名ニ異議ナキヤラフ」に対し「各員異議ヲ申立ツル者ナ」く、町長は会長を指名、「各員賛成」した(その後中島氏の講演)。二十五日の組織委員会には二二名参加、「会則ヲ制定」「役員選定」が行われた。(16)

2. 「…皇國護持ノ根基ヲ培フヲ以テ目的トス」——婦人会会則など

次に紹介するのは、婦人会の「会則」などである。

亀田町婦人会の簿冊『昭和二十年十一月二十日 婦人会組織ニ関スル書類 亀田町婦人会』には何種類かの会則(案も含め)を確認できるが、創立

期のものと思われるのが次の資料である。¹⁷⁾

⑦ 亀田町婦人会々則 準則

一、 名 称 本会ヲ亀田町婦人会ト称ス

二、 事務所 本会事務所ハ亀田町役場ニ置ク

三、 目 的 世界ノ大勢ト帝國ノ現状ヲ正視シ承諾必謹、内国力ヲ培養シ、外平和ヲ確立ス

ベク、修心齊家ノ道ヲ行ズルト共ニ相互扶助益々郷土ヲ愛シ、文化ノ進展ニ貢獻シ、皇國護持ノ根基ヲ培フヲ以テ目的トス

四、 組 織

イ、 会 員 (略)

ロ、 分 会 (略)

ハ、 役 員 (略)

五、 事 業

目的達成ノため左ノ事業ヲ行フモノトス

イ、 思想ノ純化・政治知識ノ向上、科学振興、健全娛樂等文化興隆ニ関スル事項

ロ、 納税・貯蓄ノ励行・消費節約・自給生活等経済部面ニ関スル事項

ハ、 体育・衛生・食衣住ノ改善等生活刷新合理化ニ関スル事項

ニ、 勤勞ノ強化・復員者・傷病者・遺族ノ援護等社会奉仕ニ関スル事項

ホ、 育児・家庭教育・隣保扶助等婦人ノ美德昂揚ニ関スル事項

ヘ、 其ノ他目的達成ニ資スベキ事項

(略)

鷹巣町の場合、組織委員会などの招集段階で、⑥のように(別紙)「婦人会組織要綱」が付されていたが、『鷹巣町婦人会史』(別冊)が創立期の会則とするのは次の資料である。¹⁸⁾

⑧ 鷹巣町婦人会々則

第一条 本会ハ鷹巣町婦人会ト称シ事務所ヲ鷹巣町役場内ニ置ク

第二条 本会ハ会員ノ團結ニヨリ日本婦道ニ則リ修心齊家以テ内、国力ヲ培養シ外平和ヲ確立スルト共ニ相互扶助祖國文化ノ進展ニ貢獻シ新日本建設ノ根基ヲ培フヲ目的トス

第三条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成スルため左ノ事業ヲ行フ

一 思想ノ純化、政治知識ノ向上、科学振興、健全娛樂等文化興隆ニ関スル事項

二 生産消費等経済生活確保ニ関スル事項

三 食衣住ノ改善並ニ厚生刷新合理化ニ関スル事項

四 隣保相扶、社会改善、精神作興ニ関スル事項

五 次代国民ノ育成、家庭教育ノ振興並ニ民生安定ニ関スル一切ノ事項

第四条 本会ハ滿二十歳以上ノ鷹巣町在住婦人ヲ以テ会員トス

第五条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会 長 一名

副会長 二名

幹 事 若干名

第六条 会長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ總理ス

副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

幹事ハ会長ノ命ヲ受ケ会務ヲ処理ス

第七条 役員ハ会員ノ互選ニヨリ之ヲ定メ其ノ任期ハ二年トス

(略)

第九条 本会ニハ書記ヲ置ク、書記ハ会長ノ命ヲ受ケ会務ヲ処理ス

第十条 本会ニハ分会ヲ設クルコトヲ得、各分会ニハ分会長並ニ副分会長ヲ置ク

分会長副分会長ハ各分会員ノ互選ニヨリ会長之ヲ任免ス

第十一条 本会ノ会計ハ幹事申中会長ノ指名ニヨリ三名、並ニ書記ヲ以テ之ヲ計理スルモノトス

第十二条 本会ノ経費ハ会費、寄附金、補助金、其他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

(略)

また(年度不明)九月二日付 婦人会名の「廻覽」には次のようにある。
婦人会員殿 外未加入御婦人方へ

本会は終戦以来会員の結束を益々固くし民主国家建設と婦人の教養の向上による婦人解放の為

イ思想の純化、政治知識の向上、科学振興健全娛樂等文化興隆に
関する事項

口納税・貯蓄の励行消費節約自給生活等経済生活の確保に関する事項
 ハ体育衛生 食衣住の改善等生活の刷新合理化に関する事項
 二勤労強化 復員者傷病者遺族の援護等社会奉仕に関する事項
 ホ育児家庭教育隣保扶助等婦人の美德昂揚に関する事項 等の
 社会運動に率先行動して参りました。(以下略)

その他、後述する花輪町婦人会の「結社届」には、①の「目的」がそのままの形で載る。⁽¹⁹⁾

3. 「婦人団体調査二関スル件」——現況調査

次は、「婦人団体調査」である。⁽²⁰⁾

⑨ 由取内第一六四七号

昭和二十年十二月二十四日

由利地方事務所長

印

各町村長殿

婦人団体調査二関スル件

事務上必要有之趣ヲ以テ厚生省健民局長⁽²¹⁾ヨリ標記ノ件照会ノ次第モ有之候趣ヲ以テ内政部長ヨリ調査方通達有之候条左記様式ニ依リ来ル三十一日迄御回報相成度尚今後組織スル向ニ在リテハ其ノ予定月日記入相成度追而期日遅延ノ見込ノモノハ一応電話ヲ以テ報告相成度申添候

婦人団体名	設立年月日	責任者名	事務所々在り地	組織目的事業ノ大要	活動状況
-------	-------	------	---------	-----------	------

⑩ 昭和二十一年一月四日

亀田町婦人会長 加藤貞子

由利地方事務所長殿

婦人団体二関スル回答ノ件

首題ノ件左記ノ通回答候也
 記

婦人団体名 亀田町婦人会

設立年月日 昭和二十年十一月二十八日

責任者名 加藤貞子

事務所々在り地 由利郡亀田町役場

組織目的事業 相互扶助、郷土ヲ愛シ文化ノ進展ニ貢献シ、
 ノ大要 皇國護持ノ根基ヲ培フヲ以テ目的トス
 政治知識ノ向上、科学ノ振興、消費節約、
 自給生活、生活刷新合理化、家庭教育ノ再
 検討等ノ事業ヲ行フ

活動状況 未ダ具体的活動ヲナサズ ⁽²²⁾

この他、「社会教育資料調査のため」として、昭和二十二年九月一六日付由利地方事務所長名 各町村長宛「婦人団体調査に関する件」、二十三年一月一日付 由利地方事務所長名 各町村長宛「婦人団体現況調査に関する件」なども確認される。⁽²³⁾

鷹巣町には次のような資料が残されている。

⑪ 鷹巣第 九八号

婦人団体結成報告ノ件

本町 左記ノ通り婦人団体結成相成候条此ノ段及報告候也

昭和二十一年三月十四日

鷹巣町長 成田重太郎

秋田県学務課長 殿

記

- 一. 名称 鷹巣町婦人会
- 二. 創立年月日 昭和二十一年一月十三日
- 三. 会則 別紙添付ノ通り
- 四. 役員(会長以下ノ経歴・氏名・年齢が記される)⁽²⁴⁾

⑫ 昭和二十二年四月廿一日

北秋田地方事務所長

各町村長殿

婦人団体の調査について

日本再建の上に婦人の占める分野は愈々重要性を加へて参りました。婦人団体未結成の町村に於ては結成を促進して下さい。貴町村の婦人団体について左記により四月廿八日必着で三部御報告下さい。
 本調査は軍政部に報告を要する⁽²⁵⁾ものですから期限厳守して下さい。該当なき場合は「無」ことを報告下さい。

印

- 記
- 一、名称
 - 二、本部所在地
 - 三、会員数
 - 四、年令の制限
 - 五、創立年月日
 - 六、会長の氏名及住所
 - 七、会合の回数及会の主なる目的

⑬ 鷹取学第三十六号

昭和廿二年四月二十九日

鷹巣町長 成田喜八

北秋田地方事務所長殿

婦人団体の調査について

本月二十一日附を以て御照会標記の件左記の通り回答する

記

- 一、名称 鷹巣町婦人会
- 二、本部所在地 鷹巣町役場内
- 三、年令制限 満二十五才以上
- 四、会員数 五百五十人
- 五、創立年月日 昭和二十一年一月十三日
- 六、会長ノ氏名及住所 鷹巣町字西屋敷一〇四 河田トミ
- 七、其ノ他 別紙の通り

⑭ 昭和二十二年九月十九日

各町村長殿

婦人団体調査に関する件

北秋田地方事務所長

印

婦人団体の民主的な組織運営については軍政部の要請によりスミス女史の指導をうけ、各町村に於てはそれぞれ結成済の事に思われる。其の後の状況につき調査報告することとなったから左記別表により、参部作製の上九月廿七日まで期日絶対厳守報告されたい。該当事項は具体的に該当事項ない時は「無」ことを報告のこと。別表(一) 婦人団体現況調査表(昭和二十二年七月一日現在)

- 一、名称
- 二、事務所所在地(電話)
- 三、設立年月日
- 四、代表者
- 五、専任職員数
- 六、組織(方法を含む)
- 七、目的
- 八、事業
- 九、会員数
- 十、会員の種別
- 十一、会員の資格
- 十二、会員の連絡方法
- 十三、事業運営上支障を感じている点
- 十四、機関紙及び出版物の種類及び発行部
- 十五、支部の数及び所在地
- 十六、支部の活動状況(主なるもの)
- 十七、経費
- 十八、経費捻出方法

- 九、会員数
- 十、会員の種別
- 十一、会員の資格
- 十二、会員の連絡方法
- 十三、事業運営上支障を感じている点
- 十四、機関紙及び出版物の種類及び発行部
- 十五、支部の数及び所在地
- 十六、支部の活動状況(主なるもの)
- 十七、経費
- 十八、経費捻出方法
- 十九、其の他
- 二十、備考

別表(二) 結成済婦人団体調査(昭和廿二年九月一日現在)

- 一、町村名
- 二、婦人団体名
- 三、本部所在地
- 四、会員数
- 五、年令制限
- 六、創立年月日
- 七、会長・副会長氏名及び住所
- 八、会合の回数
- 九、法人非法人の別
- 十、会の性格及び特色
- 十一、結成までの経過のあらまし
- 十二、結成の可能性の有無
- 十三、結成出来ない主なる理由
- 十四、結成に至らしめる適当な方法
- 十五、備考イ、別表一、二、三を各一枚宛別紙として報告すること
- 十六、備考ロ、期日厳守。(26)

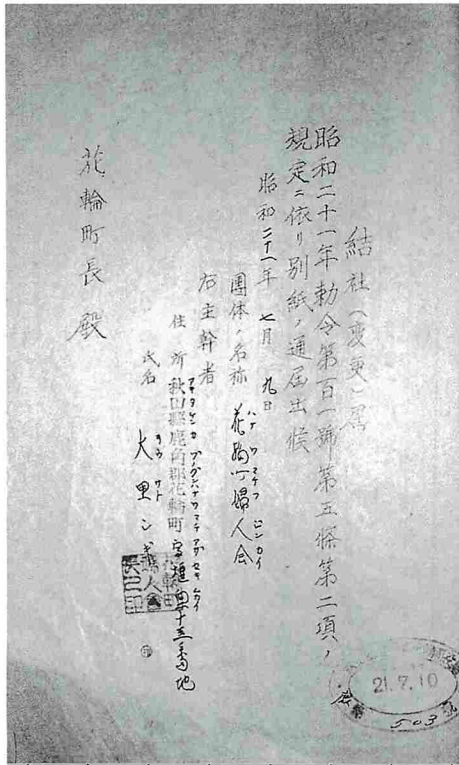
昭和二十二年九月一九日付⑭には「民主的」という文言が見える。一三三四年八月八日付 社会教育協会北秋田郡支部長名 各町村長・各婦人会会長宛「北秋田郡連合婦人会結成準備打合せ二ツイテ」には「経過報告」として、新シイ民主的ナ婦人会ノ結成促進ニツイテハ昭和廿二年四月頃ヨリ各方面カラ強く要望サレテ参リマシタガ(判読不明) 日ニハ軍政部ヨリスミス女史ヲ迎イ婦人団体教養講習会ヲ開催シテ民主的ナ運営ニツイテ研究(判読不明) 大キナ躍進ヲ遂ゲタノデアリマス。(以下略)

と、「新シイ民主的ナ婦人会ノ結成」が記され、それを促されたのは「昭和廿二年四月頃ヨリ」とある。二二年四月頃といえば、⑫の「軍政部に報告を要する」調査が行われた時期に相当する。以下は推測の域を出ないのであるが、「新シイ民主的ナ婦人会ノ結成」を「強く要望」したのは軍政部だったのではないか。当時の新聞には「婦人の

政治的・経済的・文化的地位の向上と維持のために新しい婦人団体が県内にも続々結成」とあるものの、⁽²⁸⁾ 実態は必ずしも軍政部を満足させるものとはいえず、⁽²⁹⁾ 軍政部は「民主的な」婦人会づくりのための指導に直接乗り出そうとした、そしてその任にあたったのがスミス女史だったと思われるのである。⁽³⁰⁾ 記録によれば、スミス女史は、二十二年六月二五日に大館公民館（北鹿二郡婦人団体教養講習会）で、六月二八日には本荘女学校（婦人団体幹部講習会）で講演を行ったことが知られるが、当時の新聞はこれら一連の講演会について「正しい民主主義的在り方について指導と啓発のため秋田軍政部主催で仙台軍政府東北本部婦人団体顧問スミス女史および弁護士鈴木光子氏の講演会を（略）県内各地で開催することになった（略）」と報じ、⁽³¹⁾ 六月二四日に開かれた秋田女子実業校での講演会の模様について「（スミス顧問は）注引用者）民主的な団体では個人の地位が最も重要であつて団体を組織するには強制が許されない、と民主的な団体の組織方法、運営、目的等を詳細に説き婦人団体の今後の方向に指針を与えた」と伝える。⁽³²⁾

4 「昭和二十一年勅令第百一号第五条第二項ノ規定ニ依リ別紙ノ通届出候」―結社届

最後に花輪町婦人会の「結社届」及びそれに関わる資料を紹介する。⁽³³⁾



資料提供：鹿角市役所

⑮ 結社（変更）届

昭和二十一年勅令第百一号第五条第二項ノ規定ニ依リ別紙ノ通届出候

昭和二十一年 七月 九日

団体ノ名称 花輪町婦人会

右主幹者

住所 秋田県鹿角郡花輪町字堰向二十三番地

氏名 大里 シギ

花輪町長 殿

花輪町 婦人会 長之印

秋田県鹿角郡花輪町役場
21. 7. 10
庶務 503 号

区 分	適 用
一、名 称	花輪町婦人会
二、目 的	本会ハ世界ノ大勢ト帝国ノ現状ヲ正視シ承諾必謹内国力ヲ培養シ外平和ヲ確立スベク修身齊家ノ道ヲ行スルト、モニ相互扶助益々郷土ヲ愛シ文化ノ進展ニ貢献シ皇国護持ノ根基ヲ培フヲ以テ目的トス
三、主たる事務所ノ所在地	秋田県鹿角郡花輪町字下花輪十二番地
四、役員ノ住所氏名	別冊第一号ノ通
五、有力ナル財政的援助者ノ住所及氏名並ニ援助金額	別冊第二号ノ通
六、構成員ノ住所氏名等	別冊第三号ノ通

以下、「別冊第一号様式 役員調」（三葉）、「別冊第三号様式 構成員調」（五葉）と続く。

ところで、「結社届」提出に関わる資料が、「昭和二十一年七月 結社届並結社禁止等に関する書類綴 花輪町役場」（以下『書類綴』と略）との標題をもつ簿冊にある「結社禁止関係令規 秋田県」（182×514mm、表裏一葉。以下「関係令規」と略）である。

この「関係令規」は以下のような構成になっている。

⑯ 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く政党協会其の他の団体の結成の禁止等に関する件

（昭和二十一年二月二十二日 昭和二十一年六月十二日改正）

(条文略—5. 補説参照)

内務省令第十号(施行規則)

昭和二十一年勅令第百一号(昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件)に基く政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する勅令)の施行に関する件

昭和二十一年二月二十二日 内務大臣 (昭和二十一年六月十二日改正)

第一条 昭和二十一年勅令第百一号(以下令ト称ス)第五条第二項ノ規定ニ依ル届出ハ別記様式ニ依リ写三通ヲ添ヘ之ヲ為スベシ
市町村長(中略)前項ノ届出ヲ受理シタルトキハ直ニ届出書ノ写一通ハ当該市町村ノ区域ヲ管轄スル地方長官ニ、他ノ二通ハ地方長官ヲ経テ内務大臣ニ之ヲ進達スベシ

(略) ◎注意事項 (昭和二十一年七月市町村係員会議) 秋田県

- 一、勅令にいふ団体とは本部のみではなく支部・分会其の他にこれに準ずるもの及連合会、連盟その他これに準ずるもの等苟も集团的な組織をなすものは悉く含まれること。
- 二、勅令第一条第四条に該当する団体は勿論第五条第二項の届出をなさない団体は解散せられるから時期を失せず届出を励行させること。
(大地域団体は含まず目的団体は総べてを包含するものと解すること、但し政治的又は思想的活動を継続的になすものでないときはその活動を開始する時届出でもよい)

(略) 五、朝鮮人台湾人の組織する団体も届出を要すること。

六、左記様式に依り結社に関する週報を出すことになつたから該当事項の有無に拘らず提出を励行すること。

七、管内の各団体の責任者を招致して勅令及省令其の他の注意事項に付き周知徹底を図ること、尚別紙注意事項の配布に当たつては受領証を徴すること。

(略) 第九条 令第五条ノ二ノ団体ノ主催者タリシ者其ノ他ノ関係者ハ当該官庁ノ要求アリタルトキハ其ノ資産(帳簿、書類及記録ヲ含ム)ニ関スル報告書ヲ提出スベシ

附 則

この省令は公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年内務省令第十号第九条の規定は大政翼賛会、翼賛政治会及び大日本政治会並びにこれらの団体の関係団体の資産に関してはこれを準用する。
別記様式 結社(変更)届

昭和二十一年勅令第百一号第五条第二項ノ規定ニ依リ別紙ノ通り届出候
昭和 年 月 日
団体ノ名称
右主幹者
住所
氏 名 印

別紙 何々市(区)町村長殿

区 分	適 用
一、名 称	
二、目 的	
三、主タル事務所ノ 所 在 地	
四、役 員 ノ 住 所 氏 名 等	別冊第一号ノ通
五、有力ナル財政的援助者ノ住所及氏名並ニ 援 助 金 額	別冊第二号ノ通
六、構 成 員 ノ 住 所 氏 名 等	別冊第三号ノ通

別冊第一号様式 役員 調

役 職 名	住 所	氏 名	年 齢	ケル勤務ノ経歴	現ニ所属シ及ビ従来所属シタルコトアル一切ノ団体ノ名称
				軍隊又ハ警察ニ於ケル勤務ノ経歴	現ニ所属シ及ビ従来所属シタルコトアル一切ノ団体ノ名称

(以下略) (4)

「◎注意事項 秋田県」七の「別紙注意事項」も「政党協会其の他の団体の結成の禁止等に関する勅令 注意事項」として『書類綴』にある。

『書類綴』中、七月六日に町常会を開いたことを伝える「政党協会其の他の団体結成届に関する件 21. 7. 8 発 政治団体・文化団体」が「◎注意事項 秋田県」七にある「管内の各団体の責任者を招致」にあたるものであろうか。『書類綴』には七月九日の花輪町婦人会を皮切りに、二二年四月まで一五団体の結社届（変更届）が確認される。⁵⁵

5. 補説―「昭和二十一年勅令第百一号」について

敗戦後、日本は連合国軍（実質は合衆国）の占領下におかれ、その統治は日本政府を通じて占領政策を実施する「間接統治」⁵⁶であったため、連合国軍の命令も日本の法令という形式をとる必要があった。つまり、連合国軍から指令・覚書等の形で出された命令は、日本政府が立法化して実施するというプロセスをとった。しかし、煩雑な手続きや時間的な制約等でそれが間に合わない場合には「ポツダム勅令」（大日本帝国憲法の「緊急勅令」の規定に基づいて授權。日本国憲法施行後は「ポツダム政令」と呼ばれる）が発せられた。すなわち「ポツダム勅令」は、昭和二〇年九月二〇日に公布された緊急勅令『ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件（勅五四二）』⁵⁷に基づくもので、これによって日本政府の勅令・閣令・省令が施行されたのである。

「結社届」中「昭和二十一年勅令第百一号」（二月二二日公布）もそうした「ポツダム勅令」の一つであった。

⑰ 「昭和二十一年勅令第百一号」⁵⁸（内は六月二二日改正部分〔関係令規〕による）

第一条 政党、協会其ノ他ノ団体ニシテ其ノ目的又ハ行為ガ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ之ヲ結成スルコトヲ得ズ

一 占領軍ニ対スル反抗若ハ反対又ハ日本国政府ガ連合国最高司令官ノ要求ニ基キテ発シタル命令ニ対スル反抗若ハ反対

二 日本国ノ侵略的対外軍事行動ノ支持又ハ正当化

三 日本国ガ他ノアジア、インドネシア又ハマレー人種ノ指導者タルコトノ僭称

四 日本国内ニ於ケル外国人ノ貿易、商業又ハ職業従事ヨリノ排除
五 日本国及諸外国間ニ於ケル自由ナル文化又ハ學術ノ交流ニ対スル反対
六 日本国内ニ於ケル軍事的若ハ準軍事的訓練ノ実施、陸海軍軍人タリシ者ニ対スル同等ノ民間人ニ与ヘラルル以上ノ恩典ノ供与若ハ特種ノ発言権ノ付与又ハ軍国主義若ハ

軍人的精神ノ存続

七 暗殺其ノ他ノ暴力主義的計画ニ依ル政策ノ変更又ハスカル方法ヲ是認スルガ如キ傾向ノ助長若ハ正当化
(略)

第四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル団体ハ内務大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ第一条第一項ノ団体ト看做ス

一 其ノ主要役員ノ執レカガ左記ノ一ニ該当スルモノ
(イ) 第二条ノ規定ニ依リ解散シタル団体(同条ノ規定ノ適用前解散シタル第一条第一項各号ノ一ニ該当スル団体ニシテ内務大臣ノ指定スルモノヲ含ム)ノ構成員タリシ者

(ロ) 昭和五年一月一日以後現役ニ在リタル正規ノ陸海軍ノ将校又ハ特別志願予備将校タリシ者

(ハ) 憲兵隊、特務機関、海軍特務部又ハ其ノ他ノ陸海軍警察機関ノ特殊若ハ秘密情報機関ニ勤務シタル者又ハ之ト協力シタル者

二 其ノ構成員ノ四分ノ一ヲ超ユル者ガ第一条第一項又ハ第二条ノ規定ニ該当スル団体ノ構成員タリシモノ
(略)

第五条 政党、協会其ノ他ノ団体ニシテ其ノ目的又ハ行為ガ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ第二項ノ規定ニ依リ届出ヲ為スニ非ザレバ之ヲ結成シ又ハ当該行為ヲ為スコトヲ得ズ

一 公職ノ候補者ヲ推薦シ又ハ支持スルコト
二 政府ノ政策ニ影響ヲ与フル行為ヲ為スコト
三 日本国及諸外国間ノ関係ニ関シ論議スルコト

前項ノ団体ノ主幹者ハ予メ其ノ団体ニ付左ノ各号ニ掲グル事項ヲ其ノ主たる事務所ノ所在地ノ市町村長(略)ニ届出ツベシ届出タル事項ニ変更アリタルトキ亦同ジ
(ハ七日以内ニ之ヲ届出ツベシ)

一 名称
二 目的
三 主たる事務所ノ所在地

四 役員ノ住所及氏名、軍隊又ハ警察ニ勤務シタル者ニ在リテハ其ノ旨並ニ其ノ現ニ所属シ又ハ所属シタル団体ノ名称
(及從來所属シタル一切ノ団体ノ名称)

五 有力ナル財政的援助者ノ住所及氏名並ニ其ノ援助ノ金額
六 構成員ノ住所及氏名ノ名簿
(並ニ從來所属シタル一切ノ政治的又ハ思想的団体ノ名称)

前二項ノ規定ハ労働組合及之ニ準ズベキ労働者又ハ被傭者ノ團體ニハ之ヲ適用セズ
(以下略)

この勅令は、第一条・第四条に該当する団体の結成を禁止した条文であり、³⁹その上で第五条第一項の(目的)に抵触する団体に對し届出義務を課したものである。つまり、条文通りに解釈すれば、(目的)に該当しない団体には届出の必要がなかったと考えられるのである。⁴⁰

一方で直後に戦後初の統一地方選挙が控えていたことからすれば、特に第五条は選挙対策の意味もあったのではないか。占領下とはいえ、その政策に関わるという意味で、選挙(デモクラシー)を信奉する合衆国にとって対し、特に重大な関心を寄せざるを得なかったことも事実であろう。

確認できない資料も多く、推測を重ねる形で論を進めてきたが、占領という時代の転換、「解放」は、秋田の女性にとってどのような意味をもち、どのように受け止められたのだろうか。占領政策に関する研究成果はこれまでも多く蓄積されているが、秋田の、特に秋田の女性にとっての「解放」とは何であったかは、今後の研究に俟つところが大き。

注

(1) 本県婦人会(戦前・戦後を含め)を概説したものに秋田県教育委員会編「秋田県教育史」(秋田県教育委員会、一九八一―八六。特に第五卷通史編一・第六卷通史編二)、秋田県編「秋田県婦人生活記録史」(秋田県、一九八五。以下、小論と関わる同書下巻を「記録史」と略)などがあり、また地域婦人会については市町村史類や地域婦人会刊行の記念誌などで取り上げるが、占領初期⁴¹に関しては、残存資料の問題もあり、それほど具体的な記述が見られるわけではない。そうした中で「記録史」が「戦後の混乱」期「地域の民主化を目指して自主的に⁴²婦人会が結成」される中、秋田市婦人会の結成(昭和二年一月一日―秋田魁は二〇年一月二十九日と伝える)「秋田魁二〇年一月三〇日付」について「秋田市から案内状が来て(二〇年の一月か二月頃―注引用者)、ずいぶん女の人が集まっ」て「新しい婦人会をつくる」話が出た(その後、軍政部のミス・ミスから呼び出されたという)と載せ、また鷹巣町女性史研究会編「鷹巣町婦人会史」(鷹巣町女性史研究会事務局、一九八八)が「政府はアメリカ占領軍の出兵をうかがいながら、官製の地域婦人会組織化へ動き始めた。しかし、GHQの婦人対策は官製婦人団体を許さなかったため、自主的をたてまゑとして婦人会の結成が進んだが、そのほとんどが行政機関の後見で行われた」と記すのは注目される。

※ 「占領初期」という表現はあまりなじまないが、小論では厳密な意味での時期区分(例えば、由井正臣「1940年代の日本」(『岩波講座 日本通史』第19巻所収、岩波書店、一九九五)を踏まえているのではなく、敗戦から二一・二二三年頃まで

という程の意味で使用していることをあらかじめ断っておきたい。なお確井正久編『社会教育 戦後日本の教育改革 10』(東京大学出版会、以下「社会教育」と略、一九七〇)は、二〇年代の婦人教育の時期区分を提示する。

※ ※ “自主的に” 上から強制されないといった表現は「八郎湯町史」(一九七七)、「山本町史」(一九七九)、「平鹿町史」(一九八四)などにも見える。また、秋田魁は、二〇年九月一日付で「能代で主婦会結成気運」、九月二五日付で「山本郡で九月中に自治的な婦人組織が成立予定」と伝える。

ここで立論の関係上、占領初期の我が国政府の女性(婦人)政策を他書によって確認しておきたい。これについては、「社会教育」の他、国立教育研究所編「日本近代教育百年史 8 社会教育(2)」(国立教育研究所、同「百年史」、一九七四)、千野陽一「地域婦人会」(朝日ジャーナル編「女の戦後史―昭和20年代」)所収、朝日新聞社、一九八四)、西清子編「占領下の日本婦人政策―その歴史と証言―」(ドメス出版、同「婦人政策」、一九八五)、天野正子「解放された女たち」(『戦後日本 占領と戦後改革』第3巻「戦後思想と社会意識」所収、岩波書店、一九九五)などに詳しい。

例えば、「百年史」は敗戦直後の女性政策の変遷を次のように述べる。
「終戦時から一年間ほどの期間は、全国の各地で戦時体制下の組織であり、終戦直前に本土決戦に備えて国民義勇隊に発展解消した大日本婦人会が、地域婦人会に再編成されながら、実質的には温存されていく過程であったし、一般の婦人たちが自力で新しい婦人団体を組織していく段階にはなかった。したがって、また国・都道府県から出される婦人教育の諸施策は、そのような再編成の動きを促進することになっていく場合が多かった」(長野県では二年一月に県内政部長が「婦人教養施設ノ設置並ニ育成強化ニ関スル件」を地方事務所長・市町村長・学校長宛通牒し、その育成を要請した。「日本婦人が初めて選挙権行使した戦後最初の総選挙(二年四月―注引用者)も行なわれた段階で、文部省は中央各界の有識婦人たちを一堂に集め、今後の婦人教育政策の基本方針を確立しようと計画し」、その諮問機関として婦人教育研究会を発足させた(第一回合は二年四月三日)。ところが、第二回合(五月二日)で「終戦以来の文教当局の婦人教育政策」は、GHQ/SCAP (General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers 連合国軍最高司令官総司令部)二〇年一月一日設置。以下GHQと略)の民主化政策の前に方針転換せざるをえなくなり、第三回合は中止され「GHQは独自に婦人指導者の結集に乗り出」すことになった(GHQが問題としたのは、文教当局が押し進めようとした戦前来の「母親学級」方式による婦人教育や、網羅的な地域婦人団体の育成であった。以後「文教当局は、ほぼ講和条約締結時まで、中央段階において婦人教育推進の積極的方策をうちだせない情勢」におかれた。他方、「地方の県段階を所管する地方軍政部は、婦人団体(略)の啓蒙指導を強力に推進し」積極的に婦人の集会を奨励した(略)。そのため「議事の進め方」、「会則の作り方」、「委員会の役割」などについての勉強会が各地で開かれたという。(以下、傍線は引用者による)

また、『婦人政策』は文部省関係者の証言を多く載せる。
・塩ハマ子氏：のち文部省婦人教育課長

「婦人団体の場合はGHQが民主団体の育成について、選ばれた自主性のある人たちの集団を意図していたようですが、日本の歴史からいって、そう簡単にはいかない。ある団体が新しく結成されたのを見ると、戦前の大日本婦人会の幹部が、そのままの形で新しい団体の幹部に出てくる。また町や村の家や部落の末端へ行きますと、責任加入みたいになって一戸一戸から集まっており、自主的団体とはいえない。そのためGHQは納得しない。だから、婦人団体の育成は壁にぶつかった」

・横山宏氏：文部省社会教育課勤務

「敗戦後、文部省が、一番最初に婦人教育に關してものをいきましたのは、戦前の家庭教育を復活する指示を出したことです。(略) やがて占領軍から五大改革とか、民主化ということが出て(略) 今度は民主化の方向で施策を講じてきた。(略) 地方の行政担当者たちも、婦人の民主化とか、婦人の解放—とくに婦人参政権についての啓蒙などをはかるに当たって、いきなり野原に向かってしゃべるわけにはいかない。話をするにはどうしても大勢の婦人に集まってもらわれないわけにはいかない。そうなる、やっぱり婦人会に頼って、『動員』をかけてきてもらって話をします。そういう意味で、目的がどうであらうと、婦人たちが団体をつくっていることは、非常に有り難かった。それを活用していくわけですね。(略) 地方では、さきにいっただように婦人会と手を結ばないと何もできない。つまり、『民主化』ということをもっとも『非民主的』な方法でやらざるを得なかった」

さらに、千野「地域婦人会」は、政府の課題に婦人会再建があつたと指摘する。

「敗戦後、注引用者『国体護持』、さらに経済危機の体制的乗り切りのために、政府は国策協力団体として行政下請団体的性格を色こくもっていた地域婦人会の再建を焦眉の課題の一つにしていた。そこで、敗戦後間もなく、アメリカ占領軍の出方をうかがいながら、官製の地域婦人会組織化の動きがはじまった」

小論は、これら先学に学びながら、特に占領初期における本県地域婦人会への行政(GHQ・地方軍政部を含む)の関与に焦点を絞り、その実態の一端を残された資料から明らかにすることを目的とする。ここで紹介する資料は、主に亀田町婦人会(現・岩城町亀田婦人会。以下、亀田町婦人会と表記)と鷹巣町婦人会のものである。調査範囲は限られるものの、両婦人会の資料には充足前後の記録が比較的多く残されている。

(2) 岩城町・木内むめ氏よりご教示いただいた資料のうち、『昭和二十年十一月二十日 婦人会再組織二関スル書類 亀田町婦人会』『昭和二十年十一月以降 書類綴 亀田町婦人会』との簿冊には、昭和二十年から二十七年頃までの資料が綴られている。

(3) ①は県が「内政部長名」で地方事務所長・市町村長宛、婦人会の組織化を指示した文書である(①は「婦人会組織二関スル件」と「婦人会組織要綱」からなるが、両方揃って確認できるのは調査範囲では亀田町婦人会の簿冊だけである。なお、秋田魁二

〇年一月一日付は「起上れ、婦人諸君 自主的結成を待望」と題し、要綱の概要を載せる。*

※ 内政部は昭和十七年の「地方官官制」改正により官房及び警察部とともに各県におかれた部局で(秋田県訓令甲第四十九号、二二年内務部に(同訓令甲第七号)。地方事務所は一七七号設置(同訓令甲第二十六号)。また「秋発地」は秋田県内政部地方課発送の意味で、地方課(一九一九年、同訓令甲第五十号)により振興課を改組)と婦人会(大日本婦人会)の関わりについては、地方課及びその所管である地方事務所の分掌事務に「大政翼賛運動其ノ他ノ国民運動」、また地方事務所の分掌事務細目に「大政翼賛會、翼賛壯年団並ニ大日本婦人会ノ各部町村支部ノ指導」とあり、さらに県庁文書「昭和二十年参事會關係 庶務課」中「実行予算下調査」には地方課分として、婦人会補助費があることから、財政的な面を含め、地方課↓地方事務所(市町村)をとおした婦人会の指導が行われていたことが知られる。

さて、(1)のように指摘する千野氏は、戦後婦人会を「戦前の組織原理となら変わらない」ととらえ、官製の地域婦人会組織化の具体的着手を示すものとして、二〇年一月二八日付 文部省社会教育局長通達「婦人教養施設ノ育成強化二関スル件」(「施設」は「団体」の意味)をあげる(「婦人政策」所収・塩ハマ子氏の証言の中に「10月4日付文部省通達」がある。この資料は確認していないが、同氏によれば「従来の官制的色彩の強い団体でなく、自主的な婦人組織を結成、育成していくことがうたわれており、そのためにも婦人指導者の育成をめざして、各県に婦人教育刷新協議会をつくる」ことなどが内容として盛り込まれていたという。本県の婦人教育刷新協議会については、秋田魁二二年一月二六日付など参照)。

千野氏の指摘される「通達」は次のようなものであった。
発社十五号(二〇・一・二八、地方長官宛、社会教育局長)

婦人教養施設ノ育成強化二関スル件

戦後ニ於ケル婦人教育ノ重要性ニ鑑ミ之方施策ニ付テハ種々御配慮中ノコトト思料セラルルモ右ニ関シ別紙要領御参照ノ上可然斯教育ノ振興發達ニ一段ノ御努力相煩度此段及通牒

追而本施設ハ従来ノ所謂官製の或ハ軍国主義的色彩ヲ一擲シタル郷土的施設トシテ其ノ特色ヲ發揮セシムルヲ目途トスルモノニ有之此際全面的ニ一組織ヲ庶幾スルモノニハ無之ニ付右御含相成度為念

婦人教養施設設置要領

一 要 旨

(一) 我が国伝統ノ婦徳ヲ涵養スルト共ニ道義ノ昂揚ト教養ノ向上トヲ図リ以テ国家ノ再建ニ邁進シ世界平和ニ寄与スベキ婦人ノ育成ヲ目途トシ地域ニ基盤ヲ置キ隣保協和ヲ基調トスル自主的教養訓練機関タラシメルコト

尚既設ノ婦人教養施設タル「母娘會」、「母ノ會」、「婦人文化會」等ノ育成強化

二 二モ努ムルコト

- (一) 学校教職員ヲ中心トシテ広ク学識経験者ノ指導誘掖ノ下ニ婦人ノ自発活動ト其ノ共助切礎トニ依リ運営シ郷土ノ振興上必要ナル事項及新日本文化建設ノ為緊切ナル事項ヲ実施シテ事上錬磨ヨク地方的特色ヲ發揮スルコト

二 組織

- (一) 成ル可ク国民学校通学区ヲ単位トシテ設置スルコト、但シ土地ノ状況ニ依リ適宜定ムルモ差支無キコト(略)

三 名称(略)

四 役員

- (一) 幹部ハ指導力アル者ヲ以テ之ニ充ツルコト

- (二) 顧問ヲ置キ市区町村長、学校教職員、学歴経験者等ヲ委嘱スルコト、特ニ国民学校長ハ常時之ガ指導誘掖ニ努ムルコト

五 運営

- 運営ニ当リテハ特ニ左ノ諸点ニ留意スルコト

- (一) 我が国伝統ノ婦徳ヲ涵養スルト共ニ正シキ世界観、人生観ノ把持ニ努メ隣保協愛共存共栄ノ実ヲ挙グルコト

- (二) 国民道徳ノ昂揚ニ努メ特ニ社会生活訓練ヲ重視スルコト

- (三) 公民教育ノ振興ヲ図リ時代ノ進運ニ遅レザル政治的、経済的知見ヲ磨キ立憲治下ノ国民トシテ資質ヲ啓培スルコト

- (四) 科学知識ノ普及ヲ図リ創意工夫ヲ奨励シ能率ノ増進ヲ昂メ地方ノ実情ニ即セル生活ノ刷新ヲ図ルコト

- (五) 宗教的情操ニ培ヒ躰、礼節ヲ重ンジ家庭教育ノ振興ヲ図リ次代国民ノ育成ニ努ムルコト

- (六) 地位ノ向上ヲ図リ情操ヲ豊カニシ明朗闊達ナル気風ヲ馴致スルコト

- 六 経費(略)
- また、一月二四日には昭和二〇年度の婦人教育施策の基本を示した「昭和二十年度婦人教養施設ニ関スル件」が通牒されていた。

発社二七号(二〇・一一・二四)、地方長官宛、社会教育局長

昭和二十年度婦人教養施設ニ関スル件

婦人ノ教養向上ニ関シテハ從來種々御配慮ノ次第ナルモ戦後ノ新事態ニ対処シ挙国戦後ノ経営ニ邁進シ人類文化ノ進展ニ寄与スベキノ秋婦人ガ各々其ノ教養ノ向上ヲ図リ以テ国家再建ノ根基ヲ培フハ喫緊ノ要務タルニ鑑ミ本年度ニ於テ差当リ母親学級、家庭教育指定町村ノ施設ヲ別紙要項ニ依リ実施致スコト相成リタルニ付テハ其ノ実績ヲ挙グルニ遺憾ナキヲ期セラレ度(略)

昭和二十年度母親学級開設要項

一 趣旨

一般婦人ヲシテ終戦ニ依リ今後多難ナルベキ国民生活ニ処スル主婦若クハ母親タルニ相応シキ人格並ニ教養ノ向上ニ力メシムルト共ニ家庭生活ノ科学化並ニ公民トシテノ識見ヲ高カラシムルヲ以テ本旨トス(略)

昭和二十年度文部省家庭教育指定市区町村設定要項

一 趣旨

家庭ヲシテ真ニ子女育成ノ道場、国民道義確立ノ源泉タラシメ、進んで新日本建設ニ寄与セシメンガタメニハ我国固有ノ家ノ精神ニ徹スベキハ固ヨリ、特ニ主婦タリ、母タル者ニ対シテ之ガ一段ノ自覚ヲ促スノ要極メテ緊切ナルモノアリ、仍テ家庭教育ノ振興ヲ期スルタメ都道府県ニ各一個所宛特定ノ市区町村ヲ指定シテ益々其ノ成果ヲ収メ以テ当該管下市区町村ニ於ケル之ガ範タラシメントス(略)

(通牒・通達とも)『近代日本教育制度史料』27巻、講談社、一九六四

※ 一月二四日付通牒と同二八日付通達ノ「相違」については『百年史』の他、J・M・ネルソン著『占領期日本の社会教育改革』(新海英行監訳、大空社、一九九〇)、伊藤めぐみ「C I & E 教育課の婦人教育政策」(小川利夫・新海英行編『G

H Q の社会教育政策』成立と展開」所収、大空社、一九九〇)参照。また両著掲載の諸論文や鈴木英一『日本占領と教育改革』(勁草書房、一九八三)などには、G H Q 文書などをもとにしたG H Q の社会教育政策についての優れた分析がある。

二〇年末までに婦人施策として出された文部省の一連の通牒などについて、『百年史』は「敗戦にもなう人心の不安、道義の頹廃を克服するために婦人大衆の力を動員するためのものであり、婦人参政権の実現が我が国固有の美風とされてきた『家』の精神や『国体』の観念と矛盾しないように方向づけていこうとするものであった」とし、『社会教育』は「四五年十一月十三日付『一般壮年層ニ対スル社会教育実施ニ関スル件』(局長通達)では、戦前来の『母ノ会』『母姉会』『母親学級』『婦人文化会』の拡充強化や活用がうたわれていた(戦前、文部省が進めた家庭教育については同書や『百年史』に詳しい)注引用者)。以降、G H Q の手で廃止されるまで、『母親学級』―『公民教育』のすじが社会教育活動の柱」になったとする。千野氏の視点とは異なるものの、いずれも、戦前との「連続性(継承)」を指摘する。

こうした通牒などを受けて「急速に婦人団体の再建に乗りだした」市区町村が全国各地で見られたが(『百年史』)、ここでは、県当局の動きをいくつかの県で確認しておきたい(通牒などはいずれも地方長官宛)。長野県の場合は(一)にあるとおりだが、宮城県では二〇年一〇月二日に大河原婦人会が「女性二〇歳以上の任意加入、選挙による役員選出など民主的婦人会」として発足した」が、すべての婦人会が民主的に運営されたわけではなく「会の事務や企画運営は役場職員が手伝う場合もあり、中には男性の婦人会長もいた」。そこで県は通牒などを受けて、二二年「婦人教養団体設置要項」を配布した。この要項に基づいて作成された当時の婦人会則は、新しい婦人会結成の目的に「我が国伝統の婦徳を涵養」「修身齐家奉公の実を挙げることを記していた」という(宮城県・

みやぎの女性史研究会編『みやぎの女性史』、河北新報社、一九九〇。ただし「修身齊家奉公の実を挙げること」は大日本婦人会会則・第三条によつたものと思われる。福井県では二年五月、県によつて国民学校長など宛に「婦人公民法学級実施」が通知されていた（ふくい女性の歴史編纂委員会編『ふくい女性の歴史』、福井県、一九九六）。

本県の場合、県の指示文書を直接確認することはできないが、秋田魁二年一月二六日付によれば、県は市町村ごとに「婦人教養施設」設置のため各市長および地方事務所長宛通牒したことが知られる。なお、次の「西目村婦人会規則」（原案）は、文部省↓県↓（地方事務所）村をとおした指導のあとを窺うことのできる一例といえよう（『西目村婦人会規則 大正十五年以降』との簿冊中、昭和二年六月二〇日「西目婦人会発会式々順」に「四 会則改正」があり、大正一五、九、七原案を一部改正して戦後の会則としたことがわかる。主な改正点は第三条の全文と第四条に修養会・母親学級が加わつたことである）。

西目村婦人会規則
（昭和二十一年六月二十日原案）

第一条 本会ハ西目村婦人会ト称シ事務所ヲ西目国民学校ニ置ク

第二条 本会ハ西目村ニ在住スル婦人ヲ以テ組織ス

第三条 本会ハ婦人トシテ人格並ニ教養ノ向上ヲ図ルル共ニ家庭

生活ノ科学化公民トシテノ識見ヲ高カラシムルヲ以テ目的トス

第四条 本会ハ前条ノ目的達成ノ為 左ノ事業ヲ行フ

一、講習会 一、講演会 一、修養会

一、母親学級 一、学校教育參觀 一、敬老会 一、其ノ他（下略）

また、「母親学級」は亀田町婦人会の資料にも見え、同婦人会では二年三月頃から新憲法の解説、婦人参政権や選挙などについての学級が開かれていた（ただし二年以降の資料には見当たらない。一方、鷹巣町婦人会の資料では確認されないが『鷹巣町史年表』（一九八九）は「1946. 1. 10 七座国民学校で母親学級開催」と載せる）。

ところで本県では、文部省の通牒・通達以前に、「（二〇年）注引用者 中秋からの日本占領アメリカ軍の徹底的民主化政策が明らかにされるまでは、公然と『国体護持』を政治方針」（『社会教育』）としていた当時の政治情勢があつたことは「皇国護持ノ根基ヲ培フヲ以テ目的トス」などといった文言から知られよう。その一方で、運営の事業に「文化興隆」、「生活ノ刷新合理化」などと並んで「納税、貯蓄ノ励行」「勤労強化、復員者、傷病者、遺族ノ援護」などが掲げられていたことは明らかに通牒などの趣旨とは異なる（亀田・鷹巣両町婦人会の資料からは、復員報告、慰霊祭、遺骨奉迎、引揚者援護、米の供出などの活動が知られる。これらは戦時中へさらにいえば昭和二年の国民精神総動員運動以来、婦人会のみならず、国民各層が取り組んだ「国民貯蓄完遂」や「軍人援護」などを想起させる）。

つまり、背景などに共通するものはあるものの、①のねらいは文部省通牒などが意図

していた婦人教育―社会教育の対象としての婦人会ではなく、千野氏が指摘するような「行政下請団体」としての性格を強く期待される婦人会の再編にあつた（「婦人会組織要綱」は「官ヨリノ指令ニ頼ルコトナク」としながら、組織・運営などを明示する）と思われるのであり、県は「婦人負荷ノ使命達成」を掲げてその自覚を促しながら女性層を婦人に結集し、「皇国護持」や「皇国再建」の事業に動員しようとしたのではないか。もちろん、前掲天野論文や『百年史』などが指摘するように、女性の間新しい婦人団体を歓迎する空気があつたのは事実であり、以下のような見方が「皮相的」であつても「全国の各市町村行政当局は中央からの通達を徹底させるため」（『百年史』）、行政も施策遂行上、婦人団体の育成（女性層の動員）を必要としていたことは否定できないところであらう（秋田魁二〇年九月一九日付は、大館町の動きとして「終戦後の国民貯蓄増強の政府の新たな方針に即応」し「貯蓄に婦人動員」と伝える）。

また、次のような記事（秋田魁二〇年九月六日付）も眼を惹く。

「青年会 若い力の誕生 四日県から内容を明示」

▽：青年会は男子、女子部に区分し国民学校終了後概ね満二十五才までの男女有志をもつて組織なるべくは同年齢までの地域全体を網羅する様にし運営としては県及び郡市当局の指令に頼ることなく直に新日本建設に寄与すべき地域の特殊要望に即応盛上る青年の熱意を凝集し自律旺盛なる活動を期待使命達成のため国体明徴、郷土振興、食糧並に一般生産増強、保健衛生、生活刷新（略）その他の事業に挺身する▽：会の維持及運営に関する経費は会員の会費、寄附勤労収入その他より支弁し、役員は会員の推薦によつて定め指導者としては市町村長青年学校長、国民学校長など有識者をもつて充てる

▽：会は市町村毎に地域名を附し〇〇市町村青年会と称し分会、班を置く、県及び郡市当局には組織的な指導機関は設けない（略）要するに新に誕生する青年会は国体の尊厳を護持し進んで世界平和に寄与すべき新日本建設への使命を担ふものとして期待される存在となるわけである

この記事は冒頭で「青少年団が解散となり学徒隊が組織された（二〇年五月）注引用者」が、これまた戦争終結と共に一応その行動に終止符を打ちこ、に新しく青年会なるもの、誕生を見ることになり四日県から各市町村に対し編成につき左の如くその内容を明示した」と説明する（県の指示文書は確認できない）。

文部省による青少年団を対象とした戦後最初の指導は、二〇年九月二五日付 地方長官宛 文部次官通牒「青少年団体ノ設置並ニ育成ニ関スル件」であつた（同年九月一五日文部省公表の「新日本建設ノ教育方針」に「八 青少年団体」があるが、この次官通牒はその具体化といえる）。青少年団は、婦人会などとともに「銃後」を支えた組織の一つであり（占領軍は地域青年団を「軍国主義の温床」として歓迎しなかった『社会教育』）、敗戦にともない解散状態となつていた。しかし、敗戦から一カ月も立たない段階で、県は青年会の組織化を指示していたのである。さらに、記事と①を比較すれば、そこに共

通する内容を読み取ることができそうだとすれば青年会も婦会も一体の施策対象として、早い段階でその方針が用意されていたとも考えられるのである。

また、このような「国体護持」のため女性層や青年層の動員を企図した施策が、本県だけでとられたとは考えにくい面もあるが、他県の資料を確認していない現状ではこれ以上の言及は避けたい。

なお、『社会教育』は戦前・敗戦直後の「社会教育」に関して次のように指摘する。

「学校以外の場所で行われる教育という意味での社会教育は、戦前の日本においては、学校教育中心主義ともいわれるべき教育政策・文部行政の支配的傾向のなかで（略）、文教当局以外の、とりわけ戦前日本の絶対主義的政治支配の中心を担っていた内務省、さらには軍部の主導によって対応され、またおしすすめられたのであった（略）」

「戦後社会教育行政の中心は『注引用者』とときの政府の政治・経済的動機より出た政策の国民への浸透を支えようとする公民教育あるいは政治教育におかれていた（略）。一般教育行政そのものは、四六年から行政の地方分権化・民主化が進んだとはいえず、内務省が解体（四八年十一月―四七年十二月の誤りか）注引用者するまでは、一般行政の、したがって内務官僚の強力な掌握下におかれていた（略）。文部省・社会教育局にくらべれば、内務省の教化的機能は絶大だった（略）」

（4） 発番はないが、一月二〇日の創立委員会開催は他の資料からも確認される。

（5） 戦前の婦会について述べる余裕はないが、官製の全国組織として多大な影響力を持ったものに、明治三四年結成の愛国婦人会（愛婦）、内務、のち厚生省主導、昭和六年結成の大日本連合婦人会（連婦）、文部省主導、七年結成の大日本国防婦人会（国防、陸軍省主導）の三団体があつた。しかし、戦時体制が深まった一七年、これら三団体などは大日本婦人会（日婦）に統合され、さらに日婦は二〇年六月、国民義勇隊に組み込まれ、敗戦により解散状態となった。このうち日婦は会員数一九三一万人を擁し、国体観念の涵養、国防思想の普及、家庭生活の整備刷新、軍人援護、貯蓄奨励などに取り組み、また日婦について、同会理事長・川西実三が「国策具現徹底請願会社」「総力戦を戦ふために編成された一大軍隊：男でなくして大日本婦人の形作る軍隊」と発言していたことも付け加えておきたい（前掲千野・由井論文、『百年史』）。

（6） 以上の文書はいずれも町長名で出されていることに注意したい。

（7） 出席が確認できるのは、婦人六名の他、助役・書記の八名だが、十名とは、婦人会結成後の会長・副会長・幹事のことと思われるので、他のメンバーも出席していたものと見られる。この下相談会が婦人会発足に向けた実質的なスタートだったといえよう。

（8） 「出席簿」によれば、創立委員は、会長・副会長・幹事の他、各分会（地区）代表一名ずつとなつている。総会開催の呼びかけにあつて創立委員宛文書が出されたのは、実質的に各分会代表（亀田町婦人会の資料は「分会長ではない」と断わっている）が創立委員とされていたことによるものと思われる。

（9） 亀田町婦人会の場合、詮衡委員「がいたことは「次第」から確認できる。会長推

薦の経緯については不明だが、町長夫人ということがその理由だったと思われる。

（10） 下相談会・創立委員会・惣会（総会）にはそれぞれ顧問として、町長・助役が記され、下相談会には助役・書記が出席、創立委員会では町長が挨拶している。また町長が総会に出席したかどうかは確認できないが、助役の出席は、仮議長を務めたことから知られる。同会では役員委嘱も行われており、町長が顧問に委嘱されたことから出席していた可能性もある。

（11） 鷹巣町女性史研究会にご教示いただいた資料には、昭和二年から三五年ごろまでの記録が収められている。※企画展終了後、鷹巣町婦人会の資料は当館に寄贈された。

（12） 同日付 町長名で「親シク御協議申度儀有之候条本日午後一時当役場へ御参会相成度候也」とする文書が残る（協議内容については記録がないため不明だが、回覧の案件に「一、婦人会結成三関スル件」があることからして婦人会に関わる話し合いがもたれたものと見られる）。この文書には五名の名前が記されており、一名には「拝見」、残り四名には「出席」と別筆で記されている。この五名について『鷹巣町婦人会史』（別冊）は「元幹部」（大日本婦人会の役員か）とする。また、五名中四名は一月二五日の組織委員会にも出席していたことが確認される。

（13） この日を発足日とする資料がある。昭和二年三月一日付「婦人団体結成報告ノ件」（⑩）、二年四月二九日付「婦人団体の調査について」（⑬）、年月日不明（ただし会長・副会長の名前からして三年九月以降と思われる）の「現況調査」など（鷹巣町婦人会史）も同日を発足日とする。また記録に「本日三時二結成サレタルコトナル」とあるのは、この会が「発足式」だったことを意味するのであろう、⑤が町長名なのに、⑥が鷹巣町婦人会長名となっているのもそのためと思われる（亀田町婦人会の場合、発足日は総会開催日の昭和二〇年一月一八日とされる―⑩参照）。

（14） 旧役員は大日本婦人会の役員、「班長」の班はその下部組織であろう（折井美那子・岩井サチコ「戦争と女の日常生活」〈『日本女性生活史』第4巻 近代所収、東京大学出版会、一九九〇）は「部落会・町内会の班がそのまま日婦の班とされた」とし、大日本婦人会会則・第七条には「本会ノ中央本部ヲ東京市ニ置ク 道府県、郡、市町村其ノ他適当ナル地域ニ本会ノ支部ヲ置キ町内会及部落会ノ区域ニ班ヲ置（略）」とある。

なお、亀田町婦人会の資料は「分会長ノ役目ハ決シテ元ノ班長ノ様ナ難儀ナモノデ御ザイマセンカラ此ノ点御安心願ヒマス」と記す一方で「元ノ班長ノ別名」ともする。

（15） 「指名」の後に「推薦」という文言が挿入されている（『鷹巣町婦人会史』は次のような記事を紹介する。「後に会の顧問になって下さった方が家においてになり、父に來客があり食事の支度中の母に「今度会長はあなたでなければ…」と言つてお帰りになつた。そして昭和二十一年一月十三日町長より婦人会長に指名され（下略）」）。

（16） 組織委員会に相当するものは亀田町婦人会には見あたらない。ところで、役員選定として「顧問3名、副会長2名」の名前が記されているが、会長を除いた副会長・顧問は組織委員会で決定されたのであろう（幹事もこの場で決まった

のではない。亀田町婦人会の場合、総会で会長が委嘱。また「会則ヲ制定」の「会則」とは婦人会の「会則」のことと思われるが、これからすれば、発足日段階で「会則」は決まっていなかったことになる。

このように資料による限り、鷹巣町婦人会発足前後の動きは「御協議」→発足式→組織委員会であった。二〇年段階の資料が残っていないため、鷹巣町の場合どの時点で発足へ向けた動きが始まったか不明だが、おそらく亀田町婦人会という下相談会にあたるのが「御協議」だったと思われる（一月一日以前にも同じような「御協議」がもたれていたことも考えられる）。発足日の一月三日まではわずか二日（亀田町婦人会の場合、下相談会から総会までは三日）だが、当日の内容（選挙法改正についての説明、講演、会長指名）からすれば必ずしも無理な日程だったとはいえないのではない（組織委員会は「御協議」から一三日後の一月二五日）。また、このように短期間での「結成」が可能だったとすれば、『百年史』などが指摘するように、実質的には大日本婦人会の「再編・温存」だったと見ることもできよう。

(17) 一二年八月に会則変更が行われたことが知られ（それ以前に変更を伝える資料は確認されない）、⑦にはその訂正文言の書き込みがあることから創立期のものと判断した。

会則第三条ヲ左記ノ通り変更スルモノトス

会員ハ親睦ヲ図リ相互扶助修心齊家ノ道ヲ行スルト共ニ益々

郷土ヲ愛シ文化ノ進展ニ貢献スルヲ以テ目的トス

(18) 年度は不明だが、助役の名前から二・二二年頃のものと思われる。

(19) 鷹巣町婦人会々則には大日本婦人会会則の名残も窺える（第二条の「日本婦道」、あるいは第三条の五など）。また「廻覧」の社会事業は、亀田町婦人会や①の「事業」とほぼ同文である。⑧を創立期のものとすれば、なぜそれ以前の文言が用いられたのだろうか。いずれにしろ、会則その他から見ても、①が各地婦人会の発足を促す一契機となったことは間違いないであろう。その一方で、文部省通牒などの影響を受けたと思われる会則も見られ（通牒即発足とすることは必ずしも適当でないが）、自主的な発足を含め、地域により発足の経緯にはかなりの差違があったことを確認しておくなければならない。

※ 今回の調査では、鹿角婦人会「日誌」（三冊）以外、ほとんど戦前の資料を確認できなかった（戦前のものは「秋田県教育史」〈第三巻〉に若干載る）。戦後婦人会を考える上で、戦前との比較分析は必要な作業であったが、少論では触れることができなかつた（ただし、鷹巣町・西目村の戦後会則には昭和六年三月一七日付秋田県訓令甲第九号「婦人団体策励二関スル件」の影響を指摘することができる）。

(20) 調査内容・項目はさまざまだが、「婦人団体調査」と一括して扱った。

(21) 厚生省健民局長から内政部長・地方事務所長をとして町村に照会された「事務上必要」の内容については不明である。厚生省五十年史編集委員会編「厚生省五十年史記述編」（厚生問題研究会、一九八八）、戦前期官僚制研究会編「戦前期日本官僚制の制度・組織・人事」（東京大学出版会、一九八一）などによれば、厚生省は昭和三年の

創設で、その背景に日中戦争開始後、兵力増強や労働力確保のための「国民の体位、体力増強方策の確立」があった。また健民局は一八年、人口局や生活局が改編された部署で、主管事務は「人口の涵養及国民保健、体力管理、武道等体育、母性及乳幼児保護」であった（厚生省が十七年から始めた「健民運動」は「秋田県報」でも確認され「秋登衛第一八七号 健民運動実施二関スル件」、国民精神の作興とともに、皇国民族ノ量的質的ナ飛躍的増強が目標とされ、結婚・出産の奨励や母子保健の徹底などが実施要項として揚げられた）。しかしこの時期の照会には、戦時中の軍人援護（「傷痍軍人はもとより、出征兵士遺家族に対する保護、援護」には、援護団体である恩賜財団軍人援護会、銃後奉公会へ本県のそれについては「中仙町史 通史編」一九八三に詳しい）とともに愛国婦人会があつた）や戦後の引揚援護（二〇年一月、社会局引揚援護課に引継がれるまで厚生省健民局戦時援護課が担当）など援護事業との関連も考えられよう。

(22) 町長村長宛 由利地方事務所長名「婦人団体調査」(9) に対し、婦人会長名で回答している(10) 理由は不明である(12・13)では町長宛に対し町長名で回答。

(23) こうした中に、次の「昭和二十一年十一月二十一日亀田町警察署ヨリ照会」がある（それに対する亀田町婦人会の回答も残されている。照会項目からは後述する「昭和二十一年勅令第百一号」との関連も窺われる（特に資金面に關わる点などで）。

一、名前 二、公式の所在地 三、団体の目的 四、設立年月日 五、現在の団体の数 六、将来の団体の予定人員

七、役員全部の氏名、住所及び其の各自の役名

八、定期の集會の日時及場所 九、他の団体より其の団体に提出したる資金の合計額

十、其の団体の自己資金総金額 十一、当然受入べき収入

十二、其の他の収入の源 十三、大きい寄付をした人々全部の住所氏名

十四、日本政府との關係及び其の支持

秋田県警察史編纂委員会編「秋田県警察史」下巻（秋田県警察本部、一九七二）によれば、「昭和二十一年勅令第百一号」に關わる調査事務・違反取締りは警察の取扱いであつたが、二二年八月内務省に調査局が設けられて以降は調査局及び府県調査課へ事務が移管されており（後述する花輪町の簿冊には、昭和二二年一月二六日付 秋田県総務部調査課長名 花輪町長宛「結社届について」との資料がある）、前掲勅令と關わりがあつたとすれば、この時点で亀田町警察署が照会した事情は不明である。

(24) 秋田県学務課長名で、各市町村長宛に報告を求める通知が出されていたと思われるが、学務課長名の文書は確認できない。

(25) 調査範囲の婦人会資料で、軍政部の「指示（指導）」を直接確認できるのは、(12)が最初である(1)にあるように、秋田市婦人会の発足に軍政部の關わりが指摘されているが、資料は確認されない。しかし、軍政部がかなり早い段階から婦人会の動向に關わつていたことは十分に考えられるところである。本来、地方の軍政部は「地方庁に対し実施命令権はなく」「占領政策の実施状況を監視」するだけだったが、現実には「地方

庁または国民に直接命令したり、干渉したりした事例もかなりあった」ことは竹前英治『GHQ』(岩波書店、一九八三)、『占領戦後史』(双柿社『占領戦後史』対日管理政策の全容) (一九八〇)の改訂版、岩波書店、一九九二)などから知られる。

なお、亀田町婦人会の簿冊には、「GHQ」や「進駐軍」の文言が載る。「昭和二年」の資料がある。一つは後述の『1946年七月 連合軍総司令部民間情報教育部編纂 民主的団体 秋田県発行』(以下『民主的団体』と略)であり、いま一つは二年九月二〇日の「秋田進駐軍々政課長夫人ローレンス夫人」による講演会についてのものである。このうちローレンス夫人の講演会(「米国婦人について」)は由利郡教育会主催であり、当時行われていた婦人啓蒙の一つと見られる(能代市でも同年一〇月三日に市長の招請でローレンス軍政部長夫人などによる講演会があった(秋田魁同年一〇月五日付))。

(26) ⑭によれば、「婦人団体の民主的な組織運営について」軍政部の要請で「スミス女史の指導」が行われたことがわかるが、「其の後の状況」とは「スミス女史の指導」後という意味であろう。とすれば調査・報告を求めたのは軍政部であったということになる(管内ごと)にこうした調査・報告が求められたであろうことは、⑭の調査項目が前掲、昭和二年九月十六日付 由利地方事務所長 各町村長宛「婦人団体調査に関する件」と一致することからも推測される。

『記録史』によれば、昭和二年一月秋田地方事務所調「青年会、婦人会、文化団体の一覽表」の存在が知られ、また、亀田町婦人会の簿冊にも「由利郡文化団体調 昭和二三・一月現在」があり、公民館調・婦人会調・青年会調・由利郡文化団体調がそれぞれ記載されている。先述の二年九月十六日付 由利地方事務所長名 各町村長宛「婦人団体調査に関する件」は「社会教育資料調査」とされていることから、⑭は軍政部への報告の他、この「一覽表」「団体調」作成の基礎資料にもなったと思われるが、その経緯は不明である。なお、後述する花輪町役場の簿冊には次のような資料が残る。

昭和二年五月十七日

手書 鹿角地方事務所長

花輪 町村長殿

一、文化団体

管下 一、教養団体 所在実体調査方について

三、文化教養団体

最近文部省・軍政部其他各方面より再々首題団体の調査報告方につき照会あり、又本県社会教育

振興上より必要につき五月三十一日迄に種類別

に左記により報告下さい

記 (以下略。ただし、項目は⑭の別表とはまったく異なる)

(27) スミス女史の婦人団体教養講習会は、鷹巣町婦人会資料「昭和廿二年六月十八日

各町村長殿婦人会会長殿 秋田地方事務所長名 北鹿 二郡婦人団体教養講習会につい

て、また秋田魁 三年六月二二日付「婦人の民主々義的在り方について 秋田軍政部主催で講演」から同年六月二五日であったことが知られる。なおこの記事は軍政部主催講演会の開催地を次のように載せる。

六月二四日午前二時 秋田女子実業校(対象地域―秋田市・河辺郡・南秋田郡)
 六月二五日午前二時 大館公民館(同―北秋田郡・鹿角郡)
 六月二六日午前二時 能代淳城第二校(同―山本郡)
 六月二七日午前九時三〇分 横手高女校(同―仙北・平鹿・雄勝郡)
 六月二八日午前九時 本荘高女校(同―由利郡)

これによれば、五日間にほぼ全県を対象として講演が行われたことが知られる。

(28) (27) 秋田魁の記事。

(29) 秋田魁平成二年三月二六日付「県地婦連創立40周年/草創期を探る 団結はいばらの道」によれば「(秋田軍政部民間情報教育―注引用者) モロニー課長は、軍政部内の室に本県の地図を貼り、婦人会が結成された市町村の所に赤玉の付いた針を刺している。未組織の所がはつきり分かる仕組みだ。しかし、組織化はなかなか進ま」なかつた」とある。記事の時期、指示の内容などについてははつきりしないが、軍政部が婦人会結成の進捗状況について何らかの方法で把握していたと思われる(同様に「供米地図」もあつた(秋田魁 三年二月三一日付))。

(30) (二) (三年九月) までの動きは、次のようであった。

四月 「現況調査」この「現況調査」に軍政部が関わりを持っていた。

六月 「スミス女史の指導」この「指導」について、亀田町の資料は「今般民間情報教育部主催にて、鷹巣町の資料は「此の度軍政部の要請により」とする。

九月 軍政部は「スミス女史の指導」後の報告を求める。

ところで、この時期のGHQや地方軍政部の動きについては(一)から知られるが、前掲千野論文は「1946年以降、ようやく都道府県・市町村段階で地方軍政部による直接的な婦人教育が展開され、その重要な一環として『民主』婦人団体づくりが本格化した」として、「地方段階における婦人団体への軍政部による『民主化』の啓蒙の動きとしては、1946年6月12日、13日開催された新潟県での『新日本婦人講座』が、いまのところ、最初のもつとも本格的な試みのように思われる」とする。また塩ハマ子氏も『婦人政策』の中で「(二)二年の総選挙などをおして―注引用者) 日本の婦人の実状が、地方民事部によくわかり、日本の婦人を育てることが重要な事項だと認識され、地方の民事部や軍政部が、婦人を対象とする学習を奨励、民主団体の結成をうながし、そして民主主義の普及に乗り出し、討議法や、委員会制度のあり方などを指導した」と指摘する。「スミス女史の指導」が新潟での「新日本婦人講座」に相当すると判断できる資料はないが、こうした流れの中でとらえられるのではない。

また(29) 秋田魁によれば「昭和三年春―注引用者) モロニー課長は、新しい民主的な婦人会をつくるため、県内婦人を指導しろ」と村山テツ氏に話したとあるが、『記録

史』にある同氏の回想によれば、二〇年秋（二二年では無い。二〇年秋とすれば、秋田市婦人会の発足と関連があったものだろうか）軍政部から話があり「何度も軍政部に呼び出されているうち」二二年一〇月軍政部の「命令」で「社会教育課囑託」となり、その後、同氏は進駐軍将校夫人・メーワーリング女史とともに婦人会結成促進のため県内を回ったという（メーワーリングと表記する資料もあるが、ここでは「大学婦人協会秋田支部五十年史」（一九九八）その他に従う。また同女史について、二三年四月一四日付 亀田町婦人会資料「婦人会運営講習会開催について」は講師・模擬会議の実施指導者としてメーワーリング夫人とするが、二三年四月三日付 鷹巣町婦人会資料は秋田軍政部婦人部顧問とする）。この両女史の指導の「関連」についてははっきりしないが、スミス女史の講演会は、(27) 秋田魁の記事に「地元婦人会の責任者一名会員代表一名は必ず出席するよう（軍政部が）注引用者 要望」とあるように、婦人団体（その多くは婦人会か）の代表者を対象とした「伝達講習」的なものであったと思われるのに対し、メーワーリング女史の場合は、おそらくそれを「受ける形」で県内を回って、地元的女性（婦人会）を直接指導することを目的としていたものと推測される。

(31) (27) 秋田魁の記事。
 ところで前掲竹前『GHQ』「占領戦後史」、荒敬「日本占領史研究序説」（柏書房、一九九四）などによれば、GHQの軍政体制は二二年七月の編成替え以降、東北地方の場合、第八軍政局↓第九軍団軍政局↓地方（東北）軍政司令部↓県軍政チーム（軍政部）となった。「仙台軍政府東北本部」ははっきりしないが、大学婦人協会県支部創設を指導した「ミス・スミス」は仙台軍政部婦人課とあり（秋田魁 二二年九月二六日付）、両者を同一人物と見てよければ、同女史は地方（東北）軍政司令部に所属し、管内の婦人団体を指導する立場（婦人団体顧問）にあり、秋田軍政部の要請で来県したものと思われる。
 (32) 秋田魁 二二年六月二五日付の記事。

さて、亀田町婦人会の簿冊に『民主的団体』（257×546mm）表裏一葉があることは先述のとおりだが、『民主的団体』は『記録史』にも登場する（昭和二一年以降の豊石村婦人会往復文書）。ただし、豊石村婦人会の資料は所在不明）。発行は「1946年7月」とあるが、綴りの前後や書込みなどからして本荘での講演会で用いられたとも考えられる。

この『民主的団体』に関連して、『婦人政策』その他によれば、文部省が戦後、新しい婦人教育の方向をめざして作成した「婦人団体のつくり方、育て方」（二二年五月）が廃案となり、代わってGHQ・CIA（Civil Information & Education Section 民間情報教育局）のSpecial Staff Sectionの一つで、教育・文化などを管轄）によって作られた『民主的団体』とは（原題はDemocratic Organization 二五頁前後の小冊子で、作成者はエセル・ウィード〈Ethel B. Weed〉中尉＝GHQ・CIA企画課長とされる。なお、同中尉は二二年四月の戦後初の総選挙（婦人参政権の実現）を前に各地を回って婦人指導者と懇談しているが、秋田には三月一七日来県（秋田魁 二二年三月一七日付）が『民主主義の教科書』として団体の民主化のために広く利用されたという。『民主的団体』は

（『社会教育』にほぼ全文掲載）と『民主的団体』は文言の一部に違いがある程度でほぼ同文であることから、『民主的団体』が『民主的団体』の先行資料であったと考えられる（ただし「46年後半から47年前半にかけて全国的に配布された」『社会教育』『民主的団体』は『婦人政策』所収の高橋展子氏の証言によれば二二年八月発行とされ、その限りでは二二年七月発行の『民主的団体』の先行資料とはなりえないことになる。しかし同氏は『民主的団体』の「少し前に、おなじものですけれど、謄写版刷りのもの」をつくったとも発言している。この「謄写版」が全国的に指示されたとの確認はできないが、「謄写版」が先行資料であった可能性もある。仮に秋田軍政部が各団体の民主化啓蒙（内容は必ずしも婦人団体を対象としたものではない）飯塚喜市編著『小学校教育現場に綴られた進駐軍通牒』一九九二には、二三年二月二日付で『民主的団体』とは同文の『民主的団体の組織について』との資料が紹介されている。そのため「謄写版」をもとに『民主的団体』を作成し配布したとも考えられるが、二二年段階でそれを窺わせるような資料は確認されない。

(33) 鹿角市・石井トシ氏、鹿角市史編纂室・安村二郎氏のご教示による。

花輪町役場の資料には婦人会以外の「結社届」も残るが、市町村史類の範囲で同種と思われるものに「真昼文化会」の「届書」がある（『千畑村郷土誌』一九八六）。

(34) 花輪町婦人会の「結社届」がこの様式に則ったものであることがわかる。

(35) 一五団体は以下の通り（提出順）。

花輪町婦人会、花輪町青年会、鹿角文化会、同胞援護会花輪町分会、鹿角郡校長会

花輪町外地引揚同志会、花輪町戦災引揚者会、花輪町方面事業後振会、

鹿角郡教員組合、鹿角郡教育会、花輪農民組合、用野日振興同志会、

在日朝鮮人連盟花輪支部、花輪民主連盟、鹿角民主戦線協議会

なお、七月一〇日には二〇日時点での「結社届」をとりまとめた以下のような「団体届進達ノ件」が内務大臣・知事宛進達されている。

昭和二一年七月十日

花取庶第四九五号 庶務係藤録書記 立案

町長 助役 印 係

件名 団体届進達ノ件

年月日 町長

秋田県知事宛

昭和廿一年二月廿二日勅令第百一十号附則第二項に依る団体届本

町所在左記より提出につき其の写各一通進達致します

記

花輪町婦人会、花輪町青年会、鹿角文化会、同胞援護会花輪町分会、鹿角郡校長会

花輪町外地引揚同志会、花輪町戦災引揚者会、花輪町方面事業後振会、

鹿角郡教員組合、鹿角郡教育会

(36) “間接統治”のとらえ方に問題があることは竹前氏が指摘するとおりだが『古領戦後史』、ここではその点に触れない。

(37) 政府ハ「ポツダム宣言」ノ受諾ニ伴ヒ連合軍最高司令官ノ為ス要求ニ係ル事項ヲ実施スルヲ必要ナル場合ニ於テハ命令ヲ以テ所要ノ定ヲ為シ及必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

なお、ポツダム勅令は講和条約が発効した昭和二十七年、一部を除き失効した。

(38) 一二年二月三日付「官報第五七三三号」による。

(39) 『書類綴』中、総務部長名「昭和二十二年七月三日付 昭和二十一年勅令第百一号の調査事務について」には、次のように記されている。

勅令第百一号の趣旨は秘密的、軍国主義的、極端な国家主義的団体を禁止し、且政治団体の内容を一般に公開し、以て平和的、民主主義的な風潮の助長とその活動の健全なる育成発展に寄与するにある(略)

(40) この勅令は前出のとおり六月二二日に一部改正されたが(官報第五八二二)、これについて当時の新聞は「結社取締を強化」(朝日六月二三日付)「略」勅令は今度更に強化され一切の政治、思想文化団体等も必ず市長村長に届出を要することになった。県地方課の例示によれば(略)各地青年会、婦人会(略)も届出義務(略)。(秋田魁六月三〇日付)と伝える。この“強化”を受け七月の「市町村係員会議」で県がその周知のため作成・配布したのが「関係令規」であったと見られる(諸団体に“届出義務”が生じたのは)◎注意事項 秋田県の二によつたと見られるが、その基になつたのは、勅令の改正にともない改正された内務省令第十号第一条へ昭和二十一年勅令ノヲ為スベシが新たに加わり、結社届の様式も別紙様式として明記された。ではなかつたか。またこの勅令が特に対象としていたのは、軍国主義的、あるいは極端な国家主義的団体(39参照)ではあったが、“強化”の背景として五月二〇日のマッカーサーの声明書(食糧メーデーに対する暴民デモ許さず)以来、GHQや政府がしきりに「社会秩序」保持について発言(警見)していた状況もあつたのではないか(朝日など)。

なお『書類綴』には手書で「届出を要するもの 婦人会、青年会(不要但し政治面に入る場合)」とした資料も残る(七月一〇日前後か)。またこの「届出を要するもの」は以下のように、繰り返し解釈の徹底(変更)が行われていたことが『書類綴』の資料から知られる。

例規 秋田県内務部長 (二二・八 二二受付)

秋田県警察部長

各市町村長殿

結社の禁止等に関する件

標記の件については過般の会議に於ける打合に基いて既に御配慮中のこと、思ふが本件の取扱については左記の諸点に留意せられたく右通知する。

記

一、勅令の第一条及第四条は純粋な文化団体、親睦団体、法令に基き組織した団体等凡ゆる団体(届出を要しない団体も含む)に適用せられるから留意の上これ等に抵触しないやうに指導すること(略)

二、第五条は政治的思想目的又は行為をなす団体のみに適用するものであつて純粋なる文化団体、社交団体等であれば届出を要しない。但し団体の本来の目的の如何に拘らず継続的に政治行為等をなすものは勿論届出を要する。

(構成員たる個人がその団体の内外に於て政治的思想的行為をなすのは差支へなく、団体の意志として表はれる場合に届出を要するものと解すること)(略)

備考 一、届出を要するもの、例

○各政党の本部、支部、分会等 ○農民組合

○会則定款等に政治的思想的目的又は行為を規定しているもの及現実にこれらの行為をなさんとするもの、○郷土の行政革新、民主、義の徹底或は急進的或は保守的思想の排斥等を目的とするもの。○選挙の際特定候補者の為に第三者運動をなすもの等

二、特に政治的思想的活動をしない限り届出を要しないもの(以下、町村長会、医師会、農業会、婦人会、青年会など11団体が列記)

秋取本地第三九号

昭和二十一年九月三日

秋田県内務部長

各市町村長殿

結社の禁止等に関する件

標記の件について七月二十日秋発地第一三三三号(活版印刷)を以て例規通牒したが今般更に左記の通りその取扱が変更せられたから速かに此の旨を一般に周知せしめるやう適当に措置せられたい。

記

一 第五条の規定により届出を要するものは左の各号の一に該当する政治団体に限る

(一) 帝国議会の議員の候補者を推薦し又は支持するもの(県議、知事等は含まず)

(二) 中央政府の政策に影響を与へる行為をなすもの(県市町村は含まず)

(三) 日本国及諸外国間の関係に関し議論するもの

二 政治団体以外の団体で一時的に前項の行為をなすものも届出を要しない

三 労働組合及之に進ずる団体(例へば農民組合)は如何なる政治活動を何

すとも届出を要しない。(以下略)

謝辞

本企画展の調査に当たっては、多くの方々にご協力・ご教示をいただいた。この場を借りて深く謝する次第である。